

医薬品販売制度等に関する自己点検表(全体版)

(令和4年9月作成、令和5年1月一部改訂)

- ◆本自己点検表は、医薬品販売制度における主なルールを確認するためのものです。
- ◆**OTC医薬品の取り扱い有無に関わらずご確認ください**（※Ⅱは取り扱い医薬品に応じた項目についての確認）。
- ◆各店舗の業務と照らし合わせ、適切に実施していることを確認の上、各項目の確認欄にチェック☑を記入してください。

I.名札、掲示、陳列（OTC医薬品の取り扱いに関わらず全ての薬局・店舗）

No.	点検内容	確認欄
1	全ての従事者は 名札を来局者に見えるように 着用している	
2	来局者 が名札等により「 薬剤師 」「 登録販売者 」「 一般従事者 」を 容易に判別 できるようにしている	
3	医薬品のリスク分類の定義、表示、情報提供及び指導、陳列、医薬品副作用被害救済制度に関する解説等の 必要な掲示 をしている（医薬品等の販売において、虚偽・誇大広告となる表現は使用していない）	
A	当該薬局・店舗において OTC医薬品の取り扱い がある （行政に薬局開設許可申請書でOTC医薬品取り扱いの届出をしている）	

OTC医薬品の取り扱いがある場合は「Ⅱ」を回答、ない場合のみ「B」へ

Ⅱ.販売時の確認（リスク分類別の確認事項）

「注1」要指導医薬品のみ適用

「注2」濫用等のおそれのある指定6成分を含む医薬品が対象

No.	要指導	第1類	指定第2類	第2・3類	点検内容	確認欄
1	○	○	○	○	取り扱っている医薬品を リスク区分別（要指導、第1～3類） に陳列している	
2	○	○	—	—	購入者の 手の届かないところ に陳列している（指定第2類（濫用等のおそれのある指定6成分を含む医薬品）は情報提供場所から7m以内に陳列も可能だが、本対応が好ましい。）	
3	○	○	△	△	販売記録を作成 し、それを用いて販売管理している（「△」は努力義務）	
4	○	—	—	—	薬剤師が購入者に対し、当該医薬品は 本人が使用すること を確認している	
5	○	○	—	—	薬剤師が使用者の 年齢、症状、他の医薬品の使用状況 を確認している	
6	○	○	—	—	薬剤師が 対面により注1、書面を用いた情報提供及び指導注1 をしている	
7	○	○	△	△	情報提供及び指導注1の内容を理解 したこと、他に 質問がないこと を確認している（「△」は努力義務）	
8	○	○	△	△	販売時にお薬手帳を所持しない場合は 所持を勧奨し注1、必要に応じお薬手帳等 を活用し 情報提供と指導注1 をしている（「△」は努力義務）	
9	○	○	△	△	販売した際は、 薬剤師の氏名、薬局の名称及び電話番号等 を伝えている（「△」については登録販売者でも対応可）	
10	○	○	○	○	需要者から相談があった場合は、必要に応じ お薬手帳等 を活用し 情報提供または指導注1 している	
11	—	○注2	○注2	—	取り扱っている医薬品のうち、「 濫用等のおそれのある指定6成分を含む医薬品 」の製品を把握している	
12	○	○注2	○注2	—	1人1包装単位 で販売している（1人1包装単位で販売する仕組みができています）	
13	○	○注2	○注2	—	頻回購入 の購入者に対しては必要な指導を行っている	
14	○	○注2	○注2	—	当該店舗 以外での購入状況等 を確認し、必要な指導を行っている	
15	—	○注2	○注2	—	購入者が 若年者の場合、氏名及び年齢 を確認している	

B	上記の当該薬局・店舗に該当する項目について適切に実施していることを確認した	確認欄
----------	---------------------------------------	-----

※実施できていない項目は、適切に改善してから確認欄にチェックを記入してください

※本点検表（全体版）による報告は不要です。

※FAXでお送りした「令和5年度 医薬品販売制度に関する自己点検」はご回答ください。